

琵琶湖海区漁場計画（素案）に対する意見聴取の結果について

令和 5 年の漁業権一斉切替えに向けた漁場計画の案の作成にあたり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 64 条第 1 項の規定に基づいて実施した、琵琶湖海区漁場計画（素案）（以下「漁場計画（素案）」という。）に対する意見聴取の結果は以下のとおりです。

◆公表の方法

漁場計画（素案）を水産課ホームページのほか、以下の場所で縦覧に供しました。

- ・滋賀県農政水産部水産課（県庁本館 4 階）
- ・県民情報室（県庁新館 2 階）

◆募集の期間

令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）から令和 5 年 1 月 9 日（月曜日）まで募集しました。

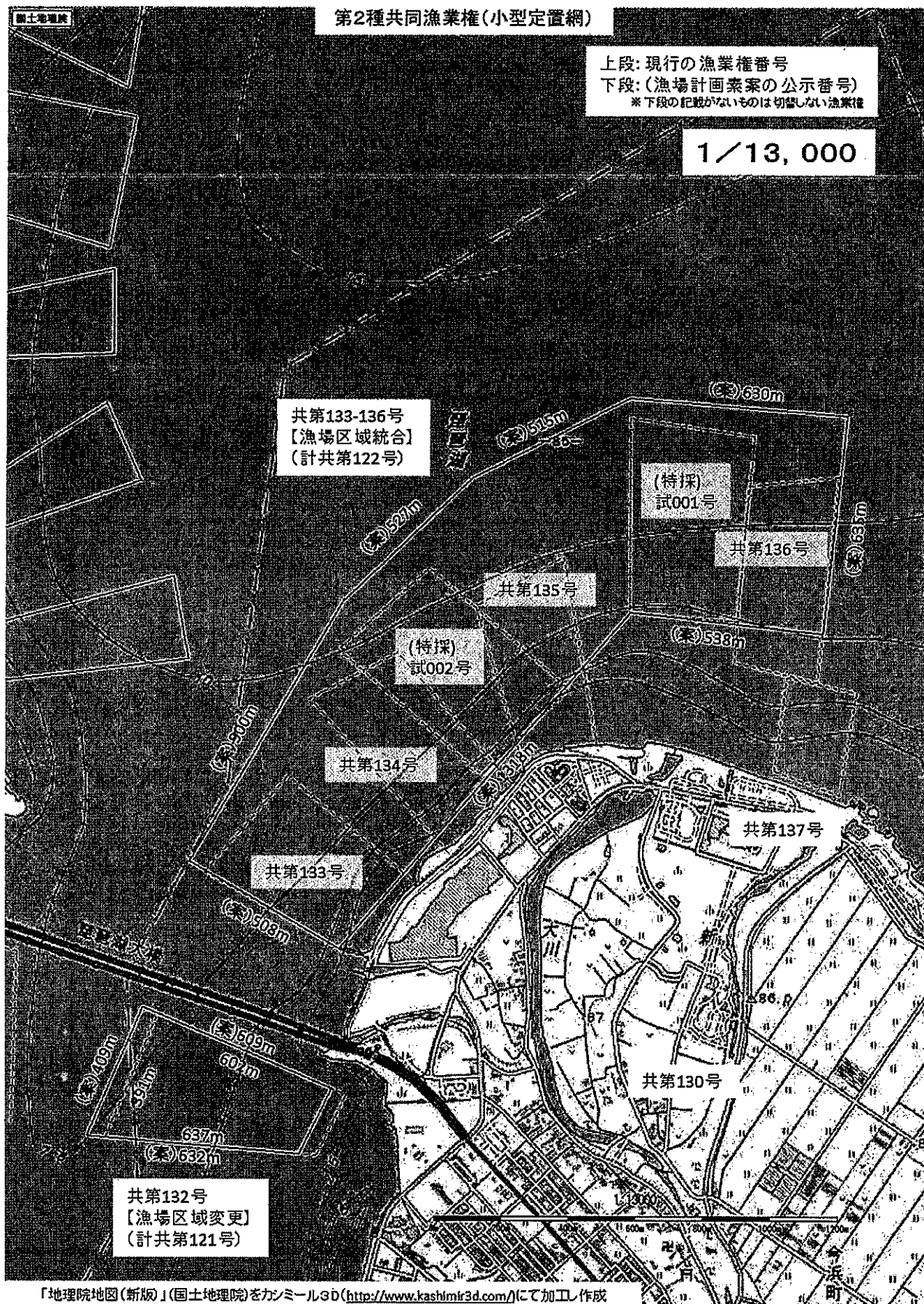
◆徴収した意見とその対応

募集期間中に 1 件の意見が提出されました。

意見の概要と意見に対する考え方は以下のとおりです。

意見者	意見の概要	意見への対応
漁業協同組合	計共第 122 号第 2 種共同漁業権について、漁船航行への支障やエリ浦のゴリ曳き漁場の喪失にも関係があり、当組合としては試 001 号ならびに試 002 号のエリの沖出しについては認められない。	計共第 122 号第 2 種共同漁業権の関係者と意見提出者間で意見内容の確認と調整が図られるよう進めたうえで漁場計画案に反映します。

計共第 122 号の位置図

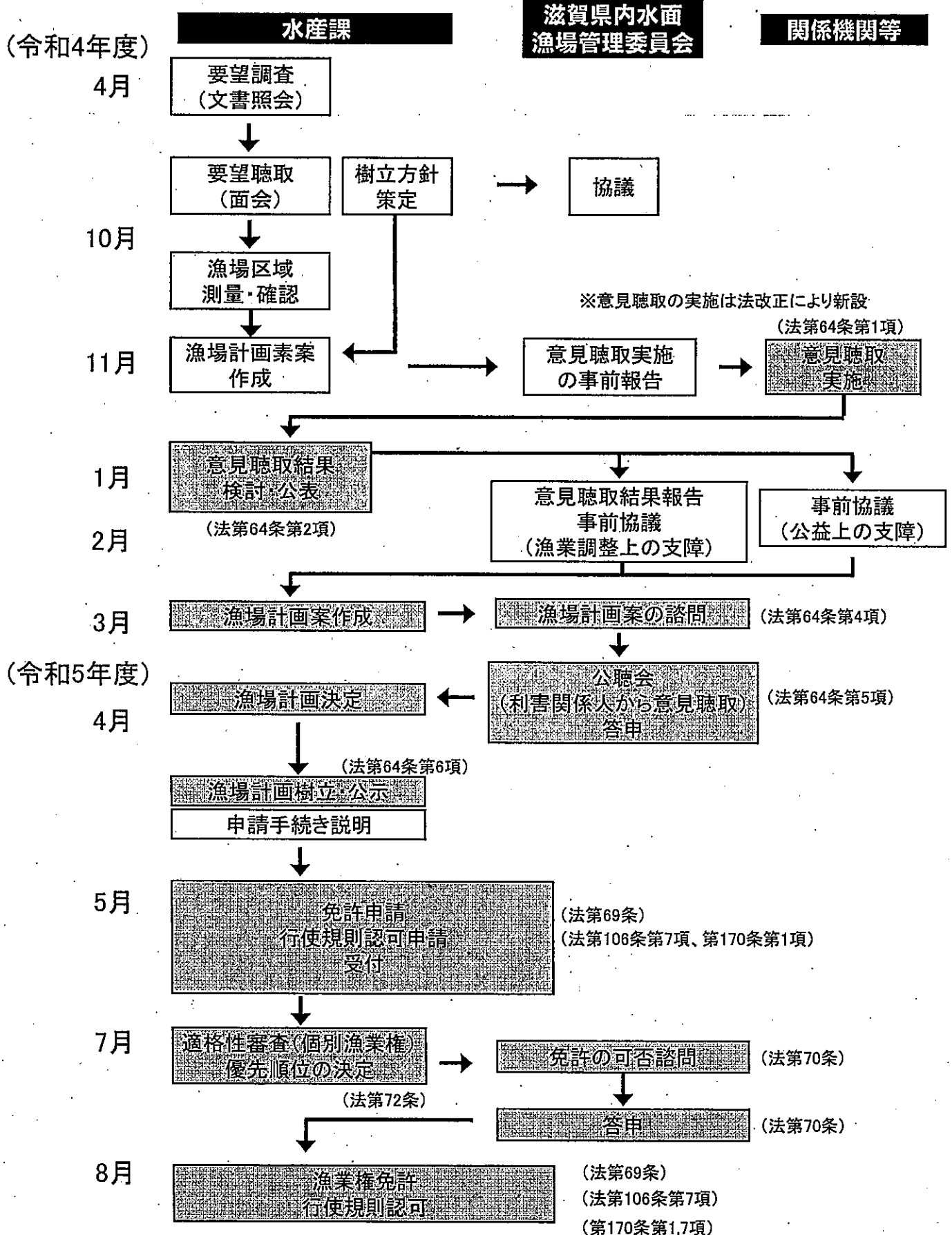


令和5年(2023年) 漁業権(海区)切替スケジュール

2023/2/9更新

法定
手続

その他
手続



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。

